

【児童虐待の種類】

①身体的虐待

なぐる、ける、やけどを負わせる、おぼれさせるなどの行為



②心理的虐待

極端に無視する、言葉で傷つける、心に不安やおびえを与えるなどの行為



これは虐待です

③放置や養育拒否(ネグレクト)

食べ物やミルクを与えない、家や車に放置する、病気なのに医者に見せないなどの行為



④性的虐待

子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せるなどの行為



子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
- ②「しつけのつもり・・・」は言い訳
- ③一人で抱え込まない
- ④親の立場より子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

「これって虐待かも?」と
思ったら: 勇気を持って

「不自然な傷や打撲の跡がある」「着衣や髪の毛などがいつも汚れている」「学校に行っていない」「夜遅くまで一人で遊んでいる」「激しい泣き声をする」「小さな子どもだけ家を置いて頻繁に外出している」など、「虐待されているのでは」と気になる子どもがいたら、児童相談所や市に相談・連絡(通告)をしてください。虐待は隠されていることが多いため、周りの「もしかして・・・」という気づきが重要です。児童虐待防止法では「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならぬ」と定めています。これを「通告」とい



AS エルフェン埼玉
ゴールキーパー 山郷のぞみ選手



ためらわず
知らせてつなく
命の輪

近年、全国で子どもの尊い命が失われる痛ましい事件が続いています。その中でも『児童虐待』は、社会全体で解決していかなければならない大きな問題です。

全国の児童相談所が平成25年度の一年間に対応した児童虐待の件数は7万3千765件で、平成2年に調査が開始されて以来、24年連続で増加し、過去最悪の数字となつてしまいました。子ども達を虐待から守るために、そして社会から虐待をなくすために、私たちに何ができるか考えてみましょう。

■児童虐待の意味を知っていますか

児童虐待とは、親(親に代わる養育者)が子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為のことです。たとえ、親の愛情による「しつけ」としての行為であっても、それが子どもにとって害となる行為であれば、「虐待」です。

虐待は、①身体的虐待、②心理的虐待、③保護の怠慢・放置や養育の拒否(ネグレクト)、④性的虐待の4つに分けられ、複数の虐待が混在する場合もあります。虐待により、発育・発達の遅れや、心に大きな傷を作り自己否定感を強く持つなど、子どものその後の人生に大きな影響を与える可能性があるのです。

厚生労働省は、虐待が起こる背景を3つの要因に分類しています。これらの要因が複雑に絡み合うことで虐待は起こると考えられています。

(1)保護者側の要因

妊娠、出産、育児をとおして発生するもの、保護者自身の性格や、精神疾患など、心身の不健康から発生するものです。

▼望まない妊娠で、妊娠そのものを受け入れられない ▼生まれた子どもに愛情を持っていない ▼育児不安、ストレスが蓄積しやすい ▼マタニティブルー、産後うつ、精神障害、知的障害、アルコール・薬物依存などにより、心身が不安定になりやすい ▼保護者自身が虐待された経験を持っている ▼攻撃的な性格、衝動的な性格など

(2)子ども側の要因

手がかかる乳児期の子どもや何らかの「育てにくさ」を持っている子どもなどです。

(3)養育環境の要因

複雑で不安定な家庭環境や家族関係、夫婦関係などのほか、社会的孤立や経済的な不安、母子の健康保持・増進に努めないことなどです。※これらはあくまでも虐待に至るおそれがある要因であつて、こうした要因を持つ人がすべて実際の被害者、加害者になるわけではありません

見守りにご協力を

各地区で233名の民生委員・児童委員の皆さんが、要援護世帯の見守りや支援などを行っています。しかし、近所のできごとや子ども達の変化に素早く気づくためには地域の皆さんの目が頼りです。子ども達を守るために、見守りや連絡にご協力をお願いします。

■あなたの胸にも オレンジリボン



「オレンジリボン」は、児童虐待防止の象徴です。このリボンには、子どもの虐待を防止し、「すべての子ども達が幸福になれるように」という願いが込められています。オレンジリボン結び合せて、虐待のない子どもが笑顔で安心して暮らせるまちを一緒に作っていきましょう。

問合せ: 〇〇〇〇課へ内線1537

- ◆一人で悩んでいませんか
 - 一部の特別な人の問題ではなく誰にでも「虐待してしまう可能性」はあります。子育ての悩みや不安などはありませんか? 子どもの顔が一人ひとり違うように、成長や発達も個人差があります。一人で悩みや不安を抱え込まず、安心して相談してください。
- ◇子育て相談はこちらへ
 - 〇所沢児童相談所
 - ☎2992・4152
 - 〇〇〇〇課内線1537
 - 〇家庭児童相談室内線1535
- ◆虐待の連絡はこちらへ
 - 児童相談所全国共通ダイヤル
 - ☎0570・064・000
 - 所沢児童相談所
 - ☎2992・4152
 - 休日夜間児童虐待通報ダイヤル
 - ☎048・779・1154
 - 狭山警察署
 - ☎2953・0110
- 緊急の場合は、迷わず110番(緊急の場合は、迷わず110番)